

(別添)

投資先の国における投資所得（配当、利子、使用料）に対する課税の減免

	配当		利子	使用料
	親子間（持株要件）	その他		
現行条約	5%（25%以上）	15%	10%	10%
新条約案	免税（50%以上） 5%（10%以上）	10%	免税（金融機関等） 10%（その他）	免税